

- ・地域支援システムを通じた区からの意見等について（西成区）

西成区	
1. 閉鎖的な居室等における虐待に対する実効性ある権利擁護の体制構築について	
意見概要	
近年、高齢者向け賃貸住宅等に入居する障がい者や高齢者が増加しており、今後も増加することが見込まれる。閉鎖的な居住空間などにおいて発生する虐待への対応は、大都市に特化した課題であり、障がい者をも含めた市独自のあらたな体制づくりを早急に整備してほしい。 また、判断能力の低下が見受けられる障がい者や高齢者がこのような住居に入居すると、金銭管理や福祉サービスの契約などを十分な説明を受けずに任せてしまう傾向にあり、不適切な金銭管理、金銭搾取につながる可能性があるため、管理人に対する権利擁護の啓発の機会を積極的に設けて予防的に介入し、本人の意思決定を支援することと虐待発生を未然に防ぐ取り組みが重要である。「虐待かもしれない」と気づいたときにどこに通報すればよいのか、どこに相談すればよいのか周知し、虐待に対する啓発を確実にし、虐待を早期発見できるように取り組み透明性を確保することが必要である。 加えて、虐待の発見や防止についての啓発活動についても大阪市として引き続き取り組みをすすめていただきたい。	
回 答	
高齢者虐待防止法では、「養護者による虐待」と「養介護施設従事者等による虐待」の2類型に分類し、養護者とは、「高齢者を現に養護するものであり養介護施設従事者等以外のもの」、養介護施設従事者等とは、「介護保険法及び老人福祉法に規定する施設・事業に従事する者」と定義しています。介護保険法にも老人福祉法にも規定されていない施設の従事者による虐待は、「養護者による高齢者虐待」として対応することになります。 このような事案は「養護者による高齢者虐待」ではありますが、家庭内での家族等からの虐待とは性質が異なり、同時に多数の高齢者への対応が必要な場合があること、施設の管理運営面の改善を促すことで虐待の再発防止を図る必要があることなど、区と包括のマンパワーだけでは対応が困難な場合もあることから、福祉局による人的応援や関係機関との調整など、施設の規模や態様等に応じた対応体制や対応方法を確立すべく検討を進めているところです。 また、介護保険課では従前から事業者向け虐待防止研修を実施していますが、いわゆる高齢者向け賃貸住宅の多くが介護保険法上の居宅サービス事業所を併設していること、入居者の多くが居宅サービスを利用していることも踏まえ、平成26年度から研修内容等の充実強化を図ったところです。 今後とも、介護保険事業所や関係者のみならず、広く一般市民への権利擁護、虐待防止の啓発をすすめ、虐待の早期発見・早期対応に努めてまいります。	
担 当	福祉局生活福祉部地域福祉課相談支援グループ （電話 6208-8086）

西成区	
2. 高齢者の支援ネットワーク構築のための個人情報の管理、利用について	
意見概要	
個人情報や個人のプライバシーに関する住民の意識の高まりとともに、高齢者の情報の把握をすることが難しくなっている。個人情報保護の観点から高齢者の情報を団体間で共有することが難しくなっている。また、支援に必要な情報が不足している孤立した高齢者や要社会的援護者について、行政からの情報提供が難しいため、地域での支援ネットワーク構築に困難をきたす場面も見受けられる。個人情報保護の理念を尊重しつつ、地域包括ケア推進の前提として、関係機関等の連携に必要な個人情報の提供、管理に関する課題の整理及びルール作りに早急に取り組んでいただきたい。	
回 答	
少子高齢化の進行や、社会情勢の変化における福祉課題が複雑化、多様化、深刻化しており、地域での見守りネットワークを強化する体制の整備が課題となっています。そのため、本市では、平成 27 年から、「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」を実施しています。 同事業では、これまで地域では把握されていなかった要援護者を地域での見守り活動につなぐため、行政情報を地域等へ提供しているが、その際、個人情報保護法により本人への同意確認を行う必要があり、同意を得られた方の情報について、提供を行っています。 一方で、一つの相談支援機関だけでは支援が難しいケースへの対応も課題となっていることから、連携を必要とする相談支援機関と必要な個人情報を共有できる仕組みとして、平成 28 年 2 月より個人情報の共同利用を開始しています。 個人情報の共同利用は、要援護者の支援のために、他の相談支援機関との連携が必要な場合に、必要な情報を提供することに本人から同意を得ることが難しいときに限って、行なうこととしています。その際には、情報を提供する相談支援機関と受領する相談支援機関の双方が、共同利用した目的や相手方、内容を記録に残す等、個人情報の取扱いには十分配慮したうえで、支援に必要な最小限の情報を最小限の範囲でのみ情報共有することとしております。そのことにより要援護者が抱える多種多様な課題に対して円滑かつ的確な支援を行えるようになるものと考えております。 現在、共同利用を行っています相談支援機関は、地域包括支援センター・総合相談窓口（ブランチ）・生活困窮者自立相談支援窓口・見守り相談室となっており、その内容については、大阪市ホームページで公表しています。 今後とも、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりをめざして、地域の見守り支援の強化に取り組んでまいります。	
担 当	福祉局生活福祉部地域福祉課企画グループ （電話 6208-7951）

西成区	
3. 高齢者向け賃貸住宅等における実効性ある権利擁護の体制構築について	
意見概要	
近年、西成区を含め全市において、サービス付などをうたう高齢者向けの賃貸住宅（福祉マンション）が増えており、多くの高齢者が入居している。一部の福祉マンションにおいては、自己完結型のサービス体系、閉鎖的な環境の中、特に単身高齢者で判断力の低下した要介護、要支援高齢者にとって、自己決定を十分に保障することが難しい状況になりやすい。その中で、不必要なサービスの提供や真に必要なサービスが提供されない状況が起きる可能性が高くなっている。実際に西成区においては、平成 25 年度に高齢者向け賃貸住宅における大規模な虐待通報が発生する事象がおきている。福祉マンション等に住んでいる高齢者の自己決定を保障し、権利侵害から守るためにも、外部からの視点を取り入れることで透明性を確保することが必要である。高齢者の権利擁護の視点から、福祉マンションの実態把握を積極的にすすめ、実効性のある施策の導入を早急に求めたい。また、介護保険事業者や従事者の質の向上のための取り組みを進め、同様の事案の発生を今後繰り返さない体制づくりも進めていただきたい。	
回 答	
高齢者向け賃貸住宅等は、介護保険法や老人福祉法に規定されない住宅であることから、指導の対象とはなりません。有料老人ホームの基準に該当する場合は、有料老人ホームとしての届出が必要となり、指導対象としています。 国においても、平成 27 年 3 月 30 日付け「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」や平成 27 年 11 月 13 日付け「養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び有料老人ホームに対する指導の徹底等について」などの厚生労働省老健局長通知において、有料老人ホームの基準に該当する住宅等に対する行政の指導強化について示されています。 本市においても、介護保険課において「大阪市有料老人ホームの設置運営指導指針」を見直し、これまで法規制の対象外となっていた「いわゆる高齢者向け賃貸住宅」の実態把握を進めるとともに、有料老人ホームに該当する施設に対し届出を指導し、より透明性の高い運営を確保するための取り組みを行っています。 また、介護保険事業者や従事者の介護力の向上のための取り組みについては、介護保険課において毎年実施する事業所への集団指導において虐待防止研修の内容を充実強化し、実施しています。また、権利擁護や虐待防止だけでなく、実地指導などの機会をとらえ介護保険事業者や従事者の質の向上に向けた研修や指導を行っています。	
担 当	福祉局生活福祉部地域福祉課相談支援グループ（電話 6208-8086）